

公示

商号変更、合併、相続又は事業譲渡に伴う通商関係承認等の効力の承継に係る公示について

59貿局第134号 (59.4.12)

改正①62貿局第334号 (62.11.9) ②12.12.8 貿局第1号 (12.12.20)
 改正③18.4.21 貿局第1号 (18.4.28)

商号変更、合併、相続又は事業譲渡に伴う通商関係承認等の効力の承継に係る公示については、昭和59年4月12日以後下記のとおり行います。

なお、昭和40年4月1日付け、通商局通牒40通局第510号「商号変更、合併、相続又は當業譲渡に伴う通商関係許認可等の効力の承継に係る公示について」は、廃止します。

記

I 公示の対象 ①③

輸出貿易管理令、輸入貿易管理令若しくは輸出入取引法に基づいて取得した輸出若しくは輸入に係る許可、承認、輸入割当等(以下「承認等」という。)であって、取得者に係る商号変更、合併、相続若しくは事業譲渡に伴つて、他名義とし、又は他者に承継する必要があるもの。

II 申請する際の提出書類 (各1通) ①③

- 1 別紙様式による申請書
- 2 登記謄本(注1)
- 3 過去1年間の品目、月別輸出入実績表(注1)
- 4 承継されるべき承認等のうち、各法令に該当する承認等の例
- 5 その他の提出書類
 - (1) 商号変更の場合(注3)
 - 商号変更の理由書
 - (2) 合併の場合(注3)
 - (イ) 合併の理由書
 - (ロ) 合併契約書の謄本
 - (ハ) 両者の株主総会議事録(注2)
- (二) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年、法律第54号)第15条第2項に基づく公正取引委員会への届出書の写し
- (3) 事業譲渡の場合
 - (イ) 事業譲渡の理由書
 - (ロ) 事業譲渡契約書の謄本
 - (ハ) 両者の株主総会議事録(注2、注4)
 - (二) 譲渡人が競業避止義務に違反していないことを証明するに定むる書類

追
⑭

(ホ) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年、法律第54号) 第16条に基づく公正取引委員会への届出書の写し

(注1) 合併又は事業譲渡の場合は、両当事者について提出すること。

(注2) 当事者の一方又は双方が合名会社、合資会社又は合同会社である場合は、社員の総意を証明するに足る書類

(注3) 会社法(平成17年法律第86号)第510条以下に規定する特別清算会社の場合にあっては、当該会社について、監査委員の同意書、債権者集会議事録、又は、裁判所の許可書を、会社更生法(昭和27年、法律第172号)第1条の規定する会社の場合にあっては、当該会社について、更生計画書及び当該更生計画が裁判所の認可を受けたことを証する書面各1通を提出すること。

(注4) 譲渡人が株式会社である場合であって、事業の重要な一部の譲渡を行った時は、譲渡人は取締役会議事録をもって株主総会議事録に代えることができる。なお、譲受人が株式会社である場合であって、事業の一部の譲受を行った時は、譲受人についても同様である。

III 申請先 ②

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課

IV 公示の方法 ②

経済産業公報及び通商弘報に公示する。

V 公示の効果

Iに記した承認等の承継については、個別的に名義変更の手続を経ることを要しない。

[別紙様式] ②③

商号変更
合
併
相
統
事業譲渡

に伴う通商關係承認等の効力の承継に係る申請書

昭和 年 月 日

経済産業省貿易経済協力局長 殿

住 所

申請者名 会社名
代表者名

昭和 年 月 日付けをもって、

は、その商号を に変更

と は、合併し、 を合併

は、合併し、 を新設

は、その事業を 相続

に譲渡

(ヒ) が昭和 年 月 日以前に輸出貿易管理令、輸入貿易管理令及び輸出入取引法の規定により取得した承認及び輸入割当等(注1)の効力は、に承継されますので個別の名義変更の手続が不要となるように、經濟産業公報及び通商弘報に公示をお願いします。

(注1) 承継されることが必要である承認等の名称を列挙すること。

(注2) 不要な字句は抹消して必要事項を記載すること。